

～消費者の声に耳を傾け、モノ言う機能を最大限に～

消費者基本計画工程表の改正素案に対する意見について

消費者委員会事務局

消費者基本法においては、消費者政策会議が消費者基本計画（以下、「計画」）の案の作成及び、計画の検証・評価・監視について結果のとりまとめを行うおとす際には、消費者委員会の意見を聴かなければならないとされています。このため、当委員会は、調査審議の重要な柱の一つとして、計画の実施状況や計画に盛り込むべき新たな課題等に関する検討、意見表明を行っています。

今回の計画工程表の検証・評価及び見直し作業に際しても、消費者委員会は、これまでに発出した建議等及び最近の被害の実態、関係省庁からの個別施策の実施状況に関するヒアリングの結果等を踏まえ、平成29年12月20日に「消費者基本計画の実施状況に関する検証・評価及び計画工程表の改定に向けての意見」（以下、「12月意見」という。）を取りまとめ、当該意見の内容を、可能な限り計画工程表の改定素案に反映することを求めてきました。その後、消費者庁及び関係府省庁等が右記12月意見も踏まえて作業を行った結果、本年2月に工程表改定素案がパブリックコメントにかけられました。

消費者委員会は本年2月から3月にかけて消費者庁等から右記改定素案のほか、成年年齢引下げ対応策や地方消費者行政支援等の個別施策についてヒアリングを実施した上で、本年3月30日に「消費者基本計画工程表の改正素案（平成30年2月）に対する意見」を取りまとめました。（詳しくはURL参照※）

同意見では、「全体的な事項」として、KPIや工程表の図の在り方について、見直し等の取組の加速化を求めています。

次に「工程表への反映が必要な事項」として、次の4つのテーマについて工程表に盛り込むべき事項を述べています。

① 成年年齢引下げ対応について

民法の成年年齢の引下げに向けた環境整備に対応するために立ち上げられる予定の「成年年齢の引下げに向けた環境整備に関する検討会（仮称）」の取組とスケジュール等について記載すること。

また、その環境整備に係る個別の施策（テーマ例として示されている「改正民法の周知活動について」「与信審査について」等）について、民法改正を待たずに、直ちに取組を始められる事項については、その取組等の内容、スケジュール等を記載することなど。

② 地方消費者行政への支援

平成30年度に措置される「地方消費者行政強化交付金」について、従来の消費者行政推進交付金に相当する「推進事業」が減額される一方、新たに位置づけられる「強化事業」の補助対象事業が従来の推進交付金よりも限定的であることから、「強化事業」の補助対象の事業実施メニューの増強や柔軟な運用に向けた取組について明示すること。加えて、自治体の消費者行政に係る基準財政需要額を試算し、それをもとに各自治体に自主財源拡充の要請を図る等、具体的な取組策について明示することなど。

③ 適格消費者団体等への支援

平成30年度予算案に盛り込まれた消費者団体訴訟制度の機能強化のための取組み（被害実態調査事業等）を含む適格消費者団体等への活動支援策を具体的に明示すること。また、「地方消費者行政強化交付金」を通じて適格消費者団体の設立支援についても引き続き取り組んでいく旨を明示することなど。

④ 事故情報の収集、注意喚起等

平成29年8月に消費者委員会が発出した「事故情報の更なる活用に向けた提言」を踏まえ、消費者庁に集約されている事故情報の更なる活用に向けて、消費者、事業者、事故情報データバンク参画機関、関係行政機関が連携・情報交換をスタートさせる取組について明示することなど。

最後に「次期基本計画に向けた課題」として、IoT、ビッグデータ、AIに係る施策を次期基本計画に意欲的に盛り込むことや、消費者政策との関係性を整理した上でSDGsの趣旨を組み入れることなどにつき意見を述べています。

消費者委員会としては、本意見の工程表への反映状況や、その後の実施状況等について引き続き監視を行い、消費者被害の状況が深刻なものや、取組が不十分と考えられるもの等については、今後、重点的に当委員会の調査審議を通じて取り上げていくとともに、必要に応じて建議等の意見表明を行うていくこととしています。

※<http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2018/index.html>